

いただいた意見を考慮した結果

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	浦安市行政事務連絡所設置規則について	仕事の帰りに図書の貸出しを利用しているので、午後 8 時まで開所をお願いしたい。	D	<p>駅前行政サービスセンターの効率的な運営を図るため、証明発行の利用状況を鑑み、開所時間の見直しを行ったところです。図書の貸出しをご利用の方にはご不便をおかけしますが、開所時間の変更後は、午後5時以降でも図書の貸出しを行っている施設がございますので、そちらをご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>図書の貸出しを行っている施設は、浦安駅周辺ですと、中央公民館・当代島公民館分室が平日午前10時から午後6時まで、土・日は午前10時から午後5時まで開館しています。</p> <p>また、中央図書館は、火曜日から金曜日は午前10時から午後8時まで、月・土・日曜日、祝日は、午前10時から午後6時まで、新浦安駅前マーレの図書サービスコーナーでは、平日土日関係なく午前7時から午後9時まで(祝祭日休館)利用できます。</p> <p>ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>	
2					
3					
4					

いただいた意見を考慮した結果

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

5					
---	--	--	--	--	--